障がいをお持ちの方と支援者のための防災マニュアル

いざという時のために

つながる墨田区

はじめに

災害発生時は身の安全を確保し、状況に応じて冷静な行動をとることが大切です。

しかし、障がいのある方の場合、身の安全を素早く確保しようと思っても、災害発生時における環境や状態によっては、対応することが困難となります。

本書は災害に対して、周りの方々の手助けが必要となる様々な障がいや内部疾患をお持ちの方と、支援者となるその周りの方々の防災対策の手引きとなるよう作成したものです。

日頃からの備え・災害時の行動について知っていると役立つ情報を掲載していますので、いざという時のためにご活用ください。

平成31年3月

墨田区

目次

地震への日頃の備え……2
地震発生時のポイント……4
視覚障がいのある方……6
聴覚障がいのある方……8
内部障がいのある方……10
肢体障がいのある方……12
精神障がいのある方……14
知的障がいのある方……16
区の防災対策ほか各種事業……18

地震への日頃の備え

災害はいつ起こるかわかりません。日頃から、いざという時のための備えをすることは、とても大切なことです。

障がいのある方は障がい特性に配慮した備えが必要です。ご本人とご家族や周りの人で一緒に何が必要かを考えましょう。

1 身の回りの安全点検と対策をしましょう。

生活している場所が、地震の揺れによる倒壊の恐れがないか、家具などの転倒の恐れがないか点検しましょう。

（1）けがをしないための備え

●L字金具、鎖、ヒートン（吊り下げ金具）、ポール式器具（突っ張り棒）などの取り付けをし、家具の転倒・落下・移動防止をしましょう。

●ガラス飛散防止フィルムの貼付け、靴などの履物を用意して、ガラスの飛散に備えましょう。
（家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付支援をしています。24ページに概要を掲載しています。）

（2）火事を出さないための備え

●ガスコンロの周りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。炊事中に火元から離れるときは火を消してからにしましょう。

●ドライヤーやアイロン、トースターなどの電熱機器を使用しない時はコンセントから外しましょう。

●ストーブの近くには燃えやすいものを置かないようにしましょう。また、ストーブの上で洗濯物を干すことも危険です。

●もしもの火災に備え住宅用消火器、住宅用火災警報器を備えておきましょう。

2 非常持ち出し用品と備蓄品の用意をしましょう。

一般的な防災用品の他に、自分の障がいや病気に関係するものも用意しましょう。非常食糧は最低3日分を目安に用意し、そのほか必要な緊急医療品や用具を医師と相談し用意しておきましょう。

（1）非常持ち出し用品

- 貴重品（現金、印鑑、預金通帳、健康保険証、障害者手帳など）
- 非常食糧（飲料水、アルファ米、缶詰、菓子類など）
- 応急医薬品（常用している薬、お薬手帳、包帯、絆創膏など）
- 衣類（下着、上着、軍手、タオル、雨具など）
- 小物道具（ヘルプカード、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池、ホイッスル、携帯ブザー、スマートフォン・携帯電話、充電器など）

（2）備蓄品

- 食糧品（アルファ米、レトルト食品、フリーズドライ食品など）
- 飲料水（ペットボトル入りの飲料水など）
- 燃料（カセットコンロ、ガスボンベなど）
- 簡易トイレ（一人当たり5個×3日分を目安に備蓄しましょう）

3 避難経路図を作成しましょう。

地図などで、「指定避難所」などの場所を確認し、自宅からどのような経路を通って行くのが安全かを事前に確かめて、書き込んでおきましょう。

4 地域との交流をしましょう。

地域の防災訓練などに積極的に参加しましょう。地域の一員として日頃から顔の見える関係を作り、支援が必要なことを知ってもらうことで、災害時に助け合うことができます。

地震発生時のポイント

地震発生時は、まずは身の安全の確保を最優先に行動しましょう。しかし、障がいのある方は本人だけで安全を確保することが難しい場合もあります。本人とご家族や周囲の方が協力し合うことが必要です。

1 家にいるとき

（1）身の安全確保

●テーブルや机の下に入り、身を守りましょう。クッションなど手近なものがあれば頭を守りましょう。

●冷蔵庫や食器棚、家具などから離れましょう。

●揺れが収まった後、ガラスの破片などでけがをしないよう、靴などの履物をはいてから行動しましょう。

（2）火の始末

●大きな揺れが収まったら、ガスコンロなどの火を消しましょう。揺れている間に近づくと火傷などの危険性があります。

●出火しているかどうか不審を感じた場合、または出火に気付いた場合は周囲の人に知らせて、応援を求めましょう。

●外へ避難する際は電気のブレーカーを落としましょう。

（3）出口の確保

●家の中に閉じ込められないよう、玄関や窓を開けて出口を確保しましょう。

●慌てて外に出ると、看板などの落下、塀や自動販売機などの倒壊によりけがをする危険性があるので注意しましょう。

（4）正しい情報の確認

●テレビやラジオ、区のホームページや防災行政無線放送などで正しい情報を確認し、状況を把握しましょう。

●障がいのある方は情報を確認することが難しい場合もあります。ご家族や周りの人は本人に情報を伝えましょう。

2 外出中のとき

身の安全確保

●持ち物や両手で落下物から身を守りましょう。
●看板などの落下物、塀、自動販売機、ショーウィンドウなど、破壊・倒壊する危険があるところから離れましょう。
●人が多い場所ではむやみに人の流れについていかないようにしましょう。階段やエスカレーター付近は人が殺到すると危険です。近寄らないようにしましょう。

3 安否確認

災害時にはNTTにより災害用伝言ダイヤル「171」が開設されます。家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせましょう。

伝言を録音する場合

“171”にダイヤル
↓（ガイダンスが流れます）
録音の場合“1”（暗証番号を利用する場合は“3”）
↓（ガイダンスが流れます）
被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル
“××××-×××-××××”
↓（ガイダンスが流れます）
30秒以内でメッセージを録音
（録音されたメッセージは48時間で消去されます）

伝言を再生する場合

“171”にダイヤル
↓（ガイダンスが流れます）
再生の場合“2”（暗証番号を利用する場合は“4”）
↓（ガイダンスが流れます）
被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル
“××××-×××-××××”
↓（ガイダンスが流れます）
メッセージを再生

視覚障がいのある方

1 日頃の備え

●室内の整理整頓をしておきましょう。
●白杖や点字盤は常に身近な場所に置くようにしましょう。また、避難所などで家族を探してもらうため、家族写真を非常持ち出し用品に加えておきましょう。
●家の中の避難通路をあらかじめ決めておき、避難通路には物を置かないようにしましょう。
●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。
（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●地震発生後、割れた食器などを触ってけがをしないよう、やみくもに手さぐりをしないようにしましょう。可能であれば、軍手や手袋をしましょう。
●ご家族や周りの人に状況を教えてもらいましょう。
●倒れた家具などにつまづかないよう、室内でも白杖を使用しましょう。
●ラジオ、テレビ、防災行政無線などで災害情報を確認しましょう。

（2）外出中のとき

●周囲の方に視覚障がいがあることを告げ、状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を頼みましょう。
●地震発生直後は路上に倒壊物や落下物が散乱していて危険です。自宅に近い場所でも、周りの人に支援を求めましょう。
●区の防災行政無線などで情報を収集しましょう。

3 支援者の心がけ

●視覚障がいのある方本人は周囲の状況が判らず、助けを求めにくい状況にあるため、「大丈夫ですか？」、「けがはありませんか？」などと、支援者から声をかけましょう。

●肩や肘につかまってもらい、本人のペースに合わせて半歩先を歩くように誘導しましょう。

●常に話しかけ、段差や坂道、障害物など、周囲の状況を先に伝えながら誘導しましょう。また、「ここ」、「あそこ」といった抽象的な言葉は使わずに、「前」、「後ろ」など具体的な言葉を使いましょう。

●自分がいる場所がわかるよう、スーパーやコンビニなど目印になる建物などがあれば、教えてあげましょう。

●盲導犬を連れている場合は勝手にリードを引っ張らず、障がいのある方にどうするのが良いか聞いてから支援しましょう。

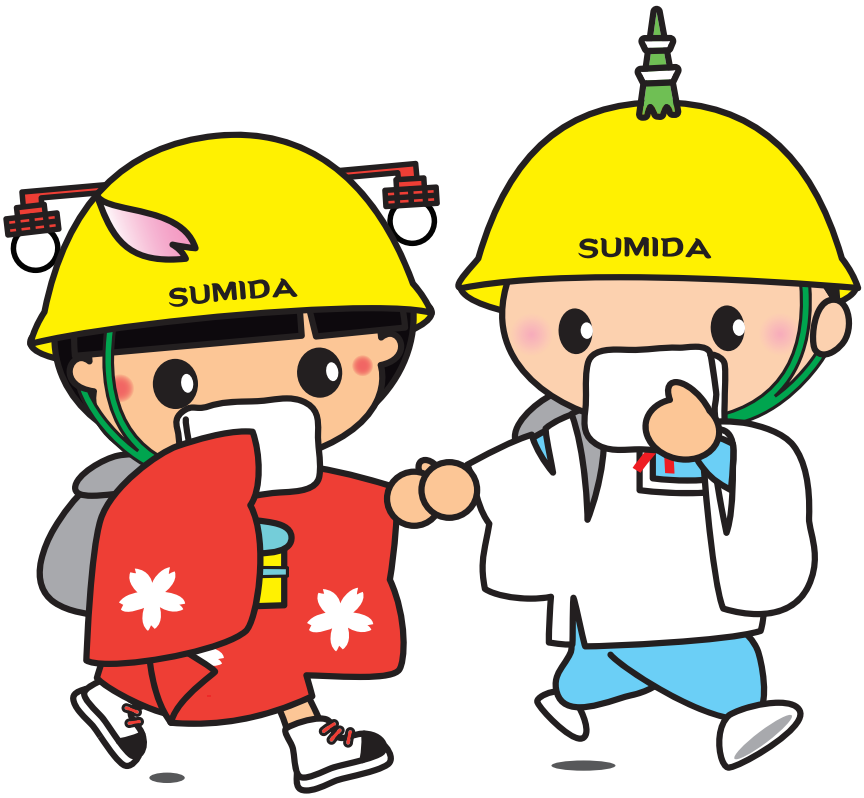

聴覚障がいのある方

1 日頃の備え

●筆談ができるよう、筆記用具を常時携帯しておきましょう。
●補聴器などの必需品は決まった場所に保管するようにしましょう。
●携帯用会話補助装置を使っている場合は予備のバッテリーを用意しておきましょう。
●すみだ安全・安心メールの登録をしておきましょう。災害時には防災行政無線のほか、メールや区ホームページでも情報を発信します。（登録方法は18ページに掲載しています。）
●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。
（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）
●災害時に想定される会話をあらかじめメッセージカードにまとめておくと会話がスムーズになります。

私は耳が不自由です。
何が起きていますか？
筆談で教えてください。

私は耳が不自由です。
下記のところへ、私は無事ですと連絡してください。
名前××××
電話××××××××××××

私は耳が不自由です。
けが・病気です。
助けてください！

私は耳が不自由です。
自宅・近所が火事です！
119番通報をお願いします！
住 所××××××××

●震度6弱以上の地震などの災害発生時には携帯電話各社によりインターネット上に文字メッセージを登録できる「災害用伝言板」が開設されます。活用方法を確認しておきましょう。

NTT ドコモ　ソフトバンク　au(KDDI)

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●笛や携帯ブザーで万が一建物に閉じ込められた場合でも助けを求められるようにしておきましょう。夜間は懐中電灯などを回して意思表示しましょう。

●テレビなどで災害情報を収集しましょう。文字情報で災害情報が発信される場合もあります。また、スマートフォンなどでインターネットが使える場合は区のホームページなどで情報を確認しましょう。

●火災が発生した場合、FAXで119番通報をすることが可能です。東京消防庁のホームページから事前に用紙を取得し、必要事項を記入しておきましょう。

（2）外出中のとき

●周りの人に聴覚障害があることを告げ、状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を頼みましょう。

●防災行政無線などで放送される避難情報を教えてもらえるよう、周りの人に協力を頼みましょう。

3 支援者の心がけ

●筆談をするときは内容を簡潔に書いて伝えましょう。

●筆記用具が無いときは筆談にこだわらず、口を大きくゆっくり動かして話をしたり、手のひらに文字を書いたり、身振り手振りを加えて伝えるなどの工夫をしましょう。

●補聴器をしている人に話しかけるときは、声が大きすぎると逆に聞き取りづらくなることがあります。話をするときには、ゆっくり、はっきりと発音することを心がけましょう。

内部障がいのある方

1 日頃の備え

●人工透析、糖尿病、心疾患などで通院治療をしている場合は災害発生後に通院できない場合に備えてあらかじめ主治医と相談しておきましょう。

●常用の薬や、医療装具、特殊な治療食の蓄えについても主治医と相談し、予備が確保できるものは用意しておきましょう。

●医療機関のリストを非常持ち出し用品に加えておきましょう。

●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。

（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）

●外出する時は病歴、常備薬、医療機関、主治医、緊急連絡先などを記載した携帯カルテを持ち歩くようにしましょう。

＜例　人工透析を受けている方の携帯カルテ＞

血液透析条件

・氏名
・性別
・血液型　Rh（　）
・透析導入年月日　年　月　日
・原疾患
・合併症
・治療方法　HD・HDF（　L置換）
・血流量　ml/分
・透析回数　回/週（曜日　・　・　）
・時間　時間/回
・ドライウエイト　Kg
・ダイアライザー
・シャント
・抗凝固剤
初回　U　持続　U

・定期注射薬

・定期薬

・禁忌薬、アレルギー

W氏（　）HBs（　）HCV（　）
その他

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●慌てて無理な行動をとると心肺への負担が強く、病状が悪化する危険があるため、落ち着いて行動しましょう。

●災害時に医療機関と連絡を取ることは非常に難しいことが予想されます。身の安全を確保できたら、早めに通院先の医療機関と連絡を取りましょう。連絡が取れない場合は、そのほかの最寄りの医療機関に相談しましょう。

（2）外出中のとき

●周囲の人から障がいがあることが判りづらいため、周囲の人に内部障がいがあることを告げ、救援を依頼しましょう。人工透析やインシュリン注射といった生命維持のための治療の時間が差し迫っている場合は最寄りの医療機関へ誘導を頼みましょう。

3 支援者の心がけ

●内部障がいのある方は病気により、体力が低下している場合があります。荷物を代わりに持つなど、本人の負担を軽減できるよう支援しましょう。

●人工透析やインシュリン注射といった生命維持のための治療の時間が差し迫っている場合があります。本人に確認して、通院先の医療機関に連絡を取るようにしましょう。連絡が取れない場合は最寄りの医療機関へ連絡をとり、誘導しましょう。

肢体障がいのある方

1 日頃の備え

●家の中は車いすや歩行補助具が通れるよう、十分な広さを確保しましょう。
●車いすや歩行補助具、杖、おんぶ帯などは常に一定の場所に保管しましょう。
●バッテリーなどが備わっている車いすはこまめに充電するなど、日頃のメンテナンスを欠かさないようにしましょう。
●万が一の場合に助けを求められるよう、ホイッスルや携帯ブザーを持ち歩きましょう。
●普段使っている道で、地震発生後に通れなくなりそうな道はないか確認をしておきましょう。万が一通れなくなってしまった場合に備えて、避難経路などは複数確認しておくと良いでしょう。
●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。
（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●自分のできる範囲で頭を守り、転倒しないように座るなど姿勢を低くして身の安全を確保しましょう。
●車いすを利用している場合は、揺れを感じたら家具など転倒の危険がある物から離れて、ブレーキをかけ、車いすから振り落とされないようにしましょう。

（2）外出中のとき

●地震発生後は道路上に落下物や倒壊物が散乱し、車いすなどで移動することが難しくなることが予想されます。早めに安全な場所へ避難することが大切です。また、階段や急な坂道などを通らざるを得ない場合も予想されます。周りの人に誘導をお願いしましょう。

3 支援者の心がけ

●車いすなどで避難誘導する時は、急発進、急停止、急な方向転換は危険です。本人に指示を仰ぎながら誘導しましょう。

●車いすのまま、階段や急な坂道を通らざるを得ない場合があることが予想されます。また、車いすで通行できない場合は本人を背負ったり、担架などで搬送することが予想されます。3人から4人ほどに声をかけ、複数人で協力しながら誘導しましょう。

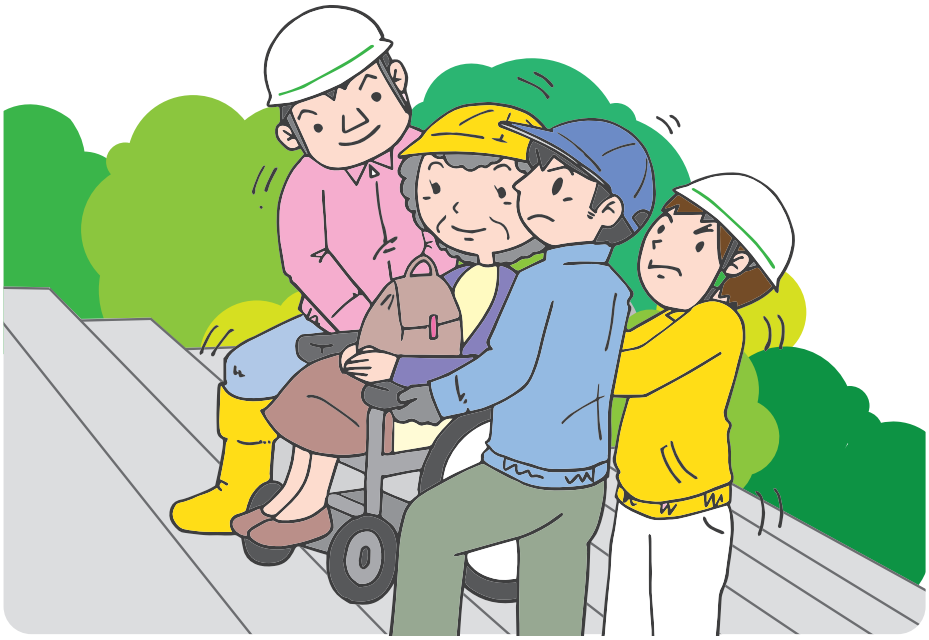

精神障がいのある方

1 日頃の備え

●災害発生後に通院できない場合に備えてあらかじめ主治医と相談しておきましょう。相談した内容をご家族や周囲の人にも伝え、よく理解しておいてもらいましょう。

●常用の薬の蓄えについても主治医と相談し、予備が確保できるものは用意しておきましょう。

●医療機関のリストを非常持ち出し用品に加えておきましょう。

●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。

（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●災害時は不安や緊張を感じやすくなります。医師の指示通りに薬を服用しましょう。ストレスを感じる場合は医師に相談しましょう。

●避難する場合は薬を忘れずに持ち出しましょう。

●一人で避難せず、ご家族や周りの人と一緒に避難するようにしましょう。

（2）外出中のとき

●どう行動したらよいか判らなくなってしまったときは、周囲の人に安全な場所へ誘導してもらうよう頼みましょう。

3 支援者の心がけ

●精神障がいのある方の中にはストレスに弱く、周囲とコミュニケーションをとることが苦手などの症状がある場合もあります。本人の不安を和らげるよう接しましょう。

●災害時は不安や緊張から大声や異常な行動がある場合でも、本人を強く否定するような言動をせずに、本人が落ち着くよう話を聞きましょう。

●本人が医療機関から処方されている薬を忘れずに服用するよう、気を配りましょう。

知的障がいのある方

1 日頃の備え

●災害発生後に通院できない場合に備えてあらかじめ主治医と相談しておきましょう。相談した内容はご家族や周りの人もよく理解しておくようにしましょう。
●常用の薬の蓄えについても主治医と相談し、予備が確保できるものは用意しておきましょう。
●医療機関のリストを非常持ち出し用品に加えておきましょう。
●ご家族と災害時の連絡方法や避難する場所を確認し、練習しましょう。
●外出時は身元が確認できるものを必ず携帯するようにしましょう。
●必要な支援、注意点を伝えられるようにあらかじめヘルプカードなどにまとめて書いておきましょう。

（※ヘルプカードは裏表紙に掲載しています。）

2 地震発生時のポイント

（1）家にいるとき

●揺れを感じたらテーブルの下に入ったり、近くのクッションで頭を守りましょう。いざという時に身を守れるよう、普段から練習しておくことが大切です。
●慌てて家から出るのは危険です。一人で避難せず、ご家族や周りの人と一緒に避難するようにしましょう。

（2）外出中のとき

●揺れを感じたら持ち物や両手で頭を守りましょう。普段から練習しておくことが大切です。
●一人で行動するのは危険です。周囲の方に安全な場所へ誘導を頼むなどして、なるべく一人にならないようにしましょう。

3 支援者の心がけ

●知的障がいのある方は災害時の不安や緊張から、パニックに陥ってしまったり、恐怖により動けなくなってしまう場合があります。まずは本人の気持ちが落ち着くように接しましょう。

●言葉によるコミュニケーションが苦手な場合があります。話しかけるときにはゆっくり、はっきりとした口調で、簡潔に伝えるよう心がけましょう。大きな声で話しかけると、叱られていると感じ、不安を与えてしまう場合があるので注意しましょう。

●本人が話を理解しているか確認しながら話しかけましょう。言葉の理解が難しいような場合は手を引くか、軽く肩に手をかけて誘導しましょう。

区の防災対策ほか各種事業

1 災害時の情報提供

（1）すみだ安全・安心メール

墨田区内で発生した気象・地震などの情報や、犯罪・不審者の情報などをメールで配信します。お持ちのスマートフォンや携帯電話のメールアドレスをご登録ください。

【配信情報】受信内容は選択可

・防災情報（気象・地震情報など）

・防犯情報（犯罪・不審者の情報など）

・その他事故情報（大規模事故の発生情報など）

【登録方法】

s@sumidaku.mobi へ空メールを送信してください。

※メール指定拒否・指定受信などの設定をされている場合は、以下の４つのメールアドレスからのメールを受信できるように設定してください。

・s@sumidaku.mobi

・sumida_anzen@sumidaku.mobi

・sumida_kishou@sumidaku.mobi

・noreply@sumidaku.mobi

※配信（情報料）は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料は利用者負担となります。

（2）防災行政無線

災害発生時、または発生のおそれがあるときに、必要な防災情報を迅速・適切・広範囲にお伝えするため、防災行政無線の整備を行っています。区内の小・中学校や公園などに屋外スピーカーを設置して、必要な情報をお伝えする態勢を整えています。

【放送された内容を確認できます。】

区ホームページ、フェイスブック、ツイッターにより、文字で確認できるほか、電話応答サービスにより確認することができます。

（フェイスブック及びツイッターから情報収集する場合は、事前にアカウント登録をする必要があります。）

防災行政無線電話応答サービス
電話番号:03-5608-6274

※ご利用には通話料金がかかります。
※災害情報のほか、光化学スモッグ情報や選挙に関する情報も確認できます。
※放送がない場合は「放送はありません」という内容のメッセージが流れます。

（3）緊急地震速報

区立小・中学校及び子供や高齢の方、障がいのある方が利用する区の施設に緊急地震速報の受信端末を設置し、施設利用者の安全性の向上を図っています。

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。これにより、強い揺れが来る前に身を守ることができ、地震による被害の軽減につながります。

2 要配慮者支援事業

（1）墨田区要配慮者避難支援プラン

区では障がいのある方や高齢者、乳幼児といった要配慮者への支援策として、「墨田区要配慮者避難支援プラン」を策定しています。このプランは発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的としており、個別支援プランの作成を目指しています。

（2）避難行動要支援者名簿

区では支援活動の円滑化のため、要配慮者のうち、特に支援を必要とする方を載せた避難行動要支援者名簿を作成しています。発災前の備えや災害時の安否確認などで活用するため区と協定を結んでいる、警察署、消防署・消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員（一部）などの団体と名簿を共有しています。

（3）要配慮者サポート隊

災害時に、要配慮者の身の安全を確保するため、地域ぐるみによる連携とふれあいの中での協力態勢を目的として、町会・自治会による「要配慮者サポート隊」の結成を進めています。

要配慮者サポート隊は、要配慮者から同意を受けた民生委員からの情報や、口コミなどで把握した情報をもとに、要配慮者の平常時における個別支援プランの作成、災害時の避難支援、避難生活の支援などを行います。

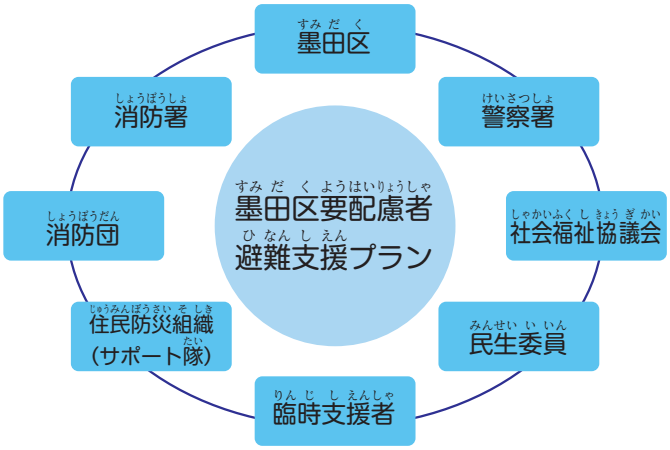

3 指定避難所と福祉避難所

（1）指定避難所

地震災害で、自宅が倒壊したり火災にあって戻れない場合に、一時的な生活の場所として区立小・中学校などが被害状況に応じて指定避難所として開設されます。

指定避難所には車いすや簡易ベッド、車いす対応型の災害用トイレの他、障がいのある方に配慮した物資を備蓄しています。

また、区では指定避難所を地図にまとめた墨田区防災マップを作成しています。お住まいの地域の指定避難所を確認しておきましょう。

※ 指定避難所の一覧は墨田区防災マップに掲載しています。区ホームページでも墨田区防災マップを公開しています。

（2）福祉避難所

常に介護を必要とするなど、自宅や避難所での生活が困難な方とその家族のために、専門的な介護体制を整えた避難所として区があらかじめ指定した特別養護老人ホームや特別支援学校などに開設されます。

区と福祉避難所となる施設との協力協定に基づき、被害状況に応じて開設されます。

※ 福祉避難所の一覧は墨田区地域防災計画に掲載しており、区ホームページで確認することができます。

4 大規模水害時の避難対策

（1）大規模水害の被害想定

荒川流域で3日間の総雨量632mmの大雨が降り、荒川が氾濫した場合、区内のほぼ全域が浸水してしまいます。最も深いところでは5m以上の高さまで浸水し、2週間以上の間、水が引かずに浸水が継続する恐れがあります。

（2）江東5区で発令する避難情報

大規模水害が予測される場合、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）では以下のとおりに避難情報を発令します。

【避難情報発令の流れ】

①72時間前（3日前）共同検討開始

江東5区が共同で、大規模水害への対応について検討します。

②48時間前（2日前）自主的広域避難情報の発表

区長が江東5区外の安全な場所への自主的避難を呼びかけます。

③24時間前（1日前）広域避難勧告の発令

区長が江東5区外の安全な地域への避難を勧告します。

④9時間前　域内垂直避難指示（緊急）の発令

広域避難をする時間的な猶予がない場合に垂直避難行動をとるように区長が指示します。

（3）江東5区外への広域避難

大規模水害が発生した場合、地域によっては3階の高さまで浸水する可能性があります。また、3階以上の高さの場所まで垂直避難した場合でも、周囲が浸水し、2週間以上水が引かずに孤立してしまう恐れがあります。

このような危険を避けるため、大規模水害発生の可能性がある場合には、事前に江東5区外の浸水の恐れのない安全な地域へ広域避難する必要があります。

【広域避難の避難先】

江東5区では広域避難先の確保のため、国や東京都、浸水しない地域の自治体と協議を進めていますが、まだ具体的な避難先の特定はできていません。また避難先を確保できた場合も、受け入れ人数には限りがあります。

そのため、浸水しない地域の親戚・知人宅やホテル、勤務先などを避難先として、事前の確保をお願いしています。

大規模水害が発生する恐れがある場合、早めに避難を開始することが大切です。

江東5区で48時間前（2日前）に発令される自主的広域避難情報が発表されたら避難を開始してください。

（4）水害ハザードマップ

墨田区では大規模水害が発生した場合に予想される浸水の深さ、継続時間を地図にまとめた水害ハザードマップを作成しています。

水害ハザードマップでお住まいの地域の状況を確認しておきましょう。

【問い合わせ先】

①水害ハザードマップに関すること

都市整備課 03-5608-6290

②避難に関すること

防災課 03-5608-6206

5 その他各種事業

（1）家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付支援

大規模地震が発生した際の家具などの転倒事故を防ぐため、家具転倒防止器具などの設置が困難な世帯に対し、ご自宅への家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付けを支援しています。

【対象者】

区内在住で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

①ひとり親世帯・・・・・・未就学児のいるひとり親世帯の方

②高齢の方・・・・・・・・満65歳以上の方

③障がいのある方・・・・・身体障害者手帳1～2級の方・愛の手帳1～3度の方

【支援内容】

家具転倒防止器具・・・・・14,500円まで（タンス約3棹分）

ガラス飛散防止フィルム・・17,500円まで（たたみ約1畳分）

【問い合わせ先】

①ひとり親世帯・・・・・・防災課 03-5608-6206

②高齢の方・・・・・・・・高齢者福祉課 03-5608-6168

③障がいのある方・・・・・障害者福祉課 03-5608-6163

※申請書は各窓口で配布しているほか、区ホームページからダウンロードも可能です。

（2）消火器・防災用品のあっせん

区内の一般家庭及び事業所を対象に消火器及び防災用品のあっせんを行っています。

災害時の被害を最小限にするために、日ごろから備えておきましょう。

【問い合わせ先】

防災課 03-5608-6206

※あっせんチラシを区ホームページでも公開しています。

（3）緊急通報システム（民間通報型）

通報ボタンを押すと、民間の「受信センター」に通報が入ります。看護師が対応し、緊急時には「受付センター」から東京消防庁へ救急車などの出動を要請し、必要に応じて警備会社の現場派遣員が駆けつけます。言葉が出ないときも、どなたからの通報かわかります。

また、看護師が24時間いつでも健康相談などを受けます。

※火災安全システムを利用される方は、利用できません。

【対象者】

①18歳以上65歳未満の在宅でひとり暮らしなどの身体障害者手帳1級または2級の方

②18歳以上65歳未満の在宅でひとり暮らしなどの難病患者

【利用者の負担金】

住民税非課税世帯0円

課税世帯500円（毎月）

【問い合わせ先】

障害者福祉課 03-5608-6163

（4）火災安全システム

身体に重度の障がいのある方が急病などになった時や、火災が発生した時に、固定電話回線を通して家庭内に設置した無線の発信機により、消防庁に通報できます。

※身体障害者の方は、消防庁直結緊急通報システム利用となり、緊急通報協力員として複数人のご近所の方の登録が必要です。

【対象者】

①18歳以上65歳未満の在宅でひとり暮らしなどの身体障害者手帳1級または2級の方

②18歳以上65歳未満の在宅でひとり暮らしなどの重度知的障害者（愛の手帳1度または2度の方）

【問い合わせ先】

障害者福祉課 03-5608-6163

ヘルプカードをご活用ください

ヘルプカードは障がいのある方が災害時や緊急時に周囲の方に手助けや配慮が必要であることを伝えるために使います。

障がいのある方の中には困ったことを伝えるのが苦手な方がいます。

一方で、周囲の方は手助けしたくても障がいのことがわからない、何をしてよいかわからないことがあります。この両者をつなぐのがヘルプカードです。

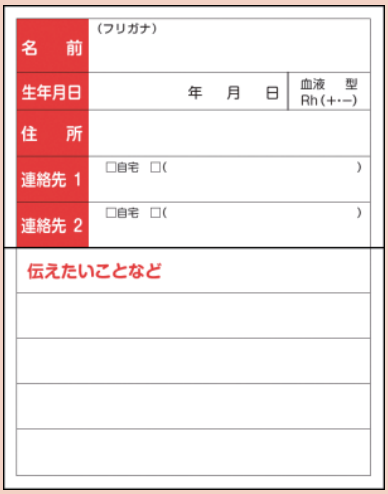

名　前	（フリガナ）
生年月日	年　月　日　血液　型 Rh（+・−）
住　所	
連絡先 1	□自宅　□（　　）
連絡先 2	□自宅　□（　　）

伝えたいことなど

【カードの使い方】

障がいのある方が支援してほしい内容や、配慮してほしい内容などを記入し、普段から携帯します。

災害時や緊急時、また日常で困りごとが起こったときなどにまわりの人に示し、手助けを求めます。

【カードの配布場所】

障害者福祉課、各出張所、向島・本所保健センター

※申請書は各窓口で配布しているほか、区ホームページからダウンロードも可能です。

つながる墨田区

編集・企画／墨田区都市計画部危機管理担当防災課

墨田区吾妻橋1-23-20

電話03-5608-6206（直通）